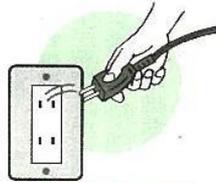


6月は環境月間

みんなので取り組もう 節電対策

東日本大震災の影響により、今年の夏は厳しい電力不足が予想されています。特に、7月～9月の平日の日中(午前9時～午後8時)は冷房需要が増え、使用電力量も大幅に増加します。このため、この時期の使用電力を15%減らすことを目指した節電をお願いいたします。家庭や事業所で、ひとりひとりが少しずつ節電の努力をすることで大きな力となります。

また、節電の取り組みは、二酸化炭素排出量の削減にもつながり、地球温暖化の防止にも役立ちます。



こまめに節電

これを機会に生活スタイルを根本から見直し、みんなで地球環境と調和する社会を目指しましょう。

家庭でできる節電対策

家庭の中で電力消費量が多いのは、エアコン、冷蔵庫、照明、テレビの4つです。特に、在宅世帯の夏の午後2時～5時の平均電力消費量は約1千2百ワット

家庭での節電対策

節電対策メニュー		節電効果	
		削減率	削減消費電力
エアコン	室温28℃を心がける	10%	130W <small>※設定温度を2℃上げた場合。</small>
	すだれやよしずなどで窓からの日差しを和らげる(エアコンの節電)	10%	120W
	無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使う <small>※除湿運転や頻繁な電源のオンオフは電力の増加になるので注意。</small>	50%	600W
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込まないようにする	2%	25W
照明	日中は照明を消し、夜間も照明をできるだけ減らす	5%	60W
テレビ	省エネモードに設定し、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す <small>※省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合。</small>	2%	25W
温水洗浄便座(暖房便座)	便座保温・温水のオフ機能、タイマー節電機能があれば利用する 上記の機能がなければコンセントからプラグを抜く	1%未満	5W
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊き、冷蔵庫に保存する	2%	25W
待機電力	本体の主電源を切り、長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く	2%	25W

エアコンの控えすぎによる熱中症などに気を付け、削減率の合計が15%を超えるように無理のない範囲で節電しましょう。
※節電効果の記載値は、在宅世帯の平均的消費電力(午後2時、約1,200W)に対する削減率と削減消費電力の目安です(資源エネルギー庁推計)。また、削減率は全て小数点以下を切り捨てています。(資源エネルギー庁)

事業所での節電対策

全体○機器	不要な機器の電源オフの徹底
照明	パソコンの不要時、離席時の電源オフ
	パソコンなどOA機器の省エネモード設定
	昼休みなどの不要時の照明・空調の停止 共用部照明の間引き
空調	ネオンサインや看板の消灯
	窓際での自然光利用による照明の消灯
	バックヤード(保管庫など)のこまめな消灯
	室内温湿度の適正化(外気の適正利用)
その他	空調の就業前予熱時間の短縮や余熱利用による早めの空調停止
	厨房などの過度な換気の適正化、駐車場換気の不要時の停止
その他	空調・換気フィルターの清掃
	便座ヒーターなどの停止
	自動販売機の照明停止
その他	節水の徹底
その他	冷凍ショーケースのナイトカバー利用など

(東京都)

事業所でもできる節電対策

事業所では、多くの電力を消費している機器の電源オフの徹底、パソコンの不要時、離席時の電源オフ、パソコンなどOA機器の省エネモード設定、昼休みなどの不要時の照明・空調の停止、共用部照明の間引き、ネオンサインや看板の消灯、窓際での自然光利用による照明の消灯、バックヤード(保管庫など)のこまめな消灯、室内温湿度の適正化(外気の適正利用)、空調の就業前予熱時間の短縮や余熱利用による早めの空調停止、厨房などの過度な換気の適正化、駐車場換気の不要時の停止、空調・換気フィルターの清掃、便座ヒーターなどの停止、自動販売機の照明停止、節水の徹底、冷凍ショーケースのナイトカバー利用など

で、その約半分がエアコンの消費電力です。消費電力が大きい電気製品は、日中を避けて使用するなど、ちよつとした工夫で効果的な節電(左表)に取り組むことができ、経費と二酸化炭素の排出を減らす一石二鳥の効果があります。今日から実践してみましょう。

循環型社会
わたしたちには、環境負荷を低減し、公害のない健康で安心して暮らせる環境をつくり、将来の世代に引き継ぐことが求められています。資源には限りがあります。



ます。廃棄物の発生や、水、エネルギーの消費を抑制しましょう。物や資源を大切に、再使用・再生利用して「もったいない」を実行しましょう。

〔環境保全課〕



被災地を応援しています

東日本大震災による被災地を支援するため、市の職員を派遣しています。

岩手県釜石市に派遣した職員は、避難所で食事の配ぜんの手伝いや、24時間にわたる大津波警報への備えなど、生活支援を行いました。避難者みんなで食事の準備や掃除など役割分担をし、助け合いながら生活しているようすに触れ、普段からの近所のつながりが大切であることをあらためて認識しました。

このほかにも、岩手県大槌町に派遣した職員は、避難所をまわり罹災証明の発行事務を、宮城県教育庁に派遣した職員は、東京都から派遣された教職員の配属校での業務が円滑に進むよう支援を行いました。

**被災者向け
民間住宅の
一時入居者
追加募集**

ところ (株)プリチストン社
使用期間 6か月間(予定)
使用料 免除(光熱水費は自己負担)
対象 東日本大震災で被災し、居住継続が困難になり都内に避難している方
募集戸数 10戸
設備 駐車場(1戸につき1台)
※エレベーターはありません。

※ガステーブル、照明器具、寝具、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、カーテンは貸与します。
※詳しくは、お問い合わせいただくか小平市ホームページをご覧ください。
申込み 6月24日(金)までに、申込書を問合せ先へ提出(送付・ファクシミリ可)
※申込み順に入居できません。募集戸数に到達しない、受け付けを終了します。
問合せ 市民課(〒187-8701 小平市役所) ☎042(346)9520、FAX 042(342)12277

東日本大震災で被災された方へ

国民健康保険

後期高齢者医療制度

7月1日から医療機関などの窓口での取り扱いが変わります。

◆保険証の提示

これまでは、被災により保険証などを紛失し、窓口で提示できない場合には、氏名、生年月日などを申し出ることにより、保険診療を受けることができましたが、今後は保険証の提示が必要となります。

◆一部負担金の免除

これまでは、被災により一定の条件に該当する場合には、申し出により窓口で支払う一部負担金が免除されましたが、今後は免除証明書の提示が必要となります。

◆保険証の再交付、免除証明書の申請をお忘れなく

申請の方法、免除の基準などは、問合せ先へご確認ください。

※会社などの健康保険に加入中の方は、加入先の医療保険へお問い合わせください。

問合せ 保険年金課国民健康保険係 ☎042(346)9529、後期高齢者医療係 ☎042(346)95388

小規模事業者の皆さんへ

震災緊急保証による資金融資あっせん

東日本大震災復興緊急保証制度を活用して、不況対策特別資金が無利子で利用できます。

申込要件 東日本大震災復興緊急保証制度の認定を受けた小規模事業者

▽融資限度額：5百万円

▽返済期間：5年以内

※すでに不況対策特別資金の融資を受けている方は、総額で5百万円までとなります。

※申込要件となる東日本大震災緊急保証制度の認定が、平成24年3月31日までとなっておりますのでご注意ください。

問合せ 産業振興課 ☎042(346)95334

東北地方太平洋沖地震に伴う市内公共施設の休館、市役所土曜窓口の休止について

平成23年3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震に伴い、東北地方及び関東地方において、電力需要が逼迫していることから、市としても、可能な限り、節電に協力するため、下記のとおり、市内公共施設の休館等を実施いたします。

なお、4月以降については、今後の状況を見て、3月中に判断いたします。決定し次第、ご案内いたします。市民の皆様には多大なご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、貴重な電力の節電のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

【休館期間】 平成23年3月19日（土）～3月31日（木）

【休館施設】

- ・ 福祉会館の一部
- ・ 高齢者館（ほのぼの館・さわやか館）の一部
- ・ 子ども広場事業 ・ 子育てふれあい広場事業
- ・ 児童館 ・ 青少年センター
- ・ 男女共同参画センター“ひらく” ・ ふれあい下水道館
- ・ 平櫛田中彫刻美術館 ・ 市民文化会館（ルネこだいら）
- ・ 鈴木遺跡資料館 ・ 体育施設 ・ 公民館 ・ 図書館
- ・ 地域センター

（学園西町地域センターの国際交流協会を除く）

【市役所土曜窓口】 平成23年3月19日（土）及び
3月26日（土）は休止

<問い合わせ先>

小平市災害対策本部

042-341-1211（代表）

資料7 被災者（避難者）向けリーフレット

東日本大震災で被害を受けた方への小平市の各種軽減措置など（平成23年6月現在）

東日本大震災で住宅などに被害を受けた方、原発事故による避難指示等の対象となる方などは、その被害の内容に応じて下表の制度がご利用いただけます。（被害の程度や所得、住民登録の有無等により、ご利用いただけない場合もありますので、各窓口までお問合せください。）

このほかの国等や被災した際に居住していた市町村役場などで受けられる各種支援については、政府広報「生活再建・事業再建ハンドブック」などをご確認ください。

※小平市に避難されている方は、まずは所在地等の情報提供を

東日本大震災等により、小平市に避難されている方の所在地等の情報提供を受け付けています。

提供していただいた情報は、東京都を通じて、避難前にお住まいの県・市町村に送られ、今後の見舞金等の各種給付の連絡、税や保険料の減免・猶予・期限延長等の通知などに利用されることになります。

【お問い合わせ先】市民生活部市民課 ☎042-346-9520

内 容	制度内容・対象	お問い合わせ先
生活福祉資金貸付	被災した世帯への緊急小口資金貸付(特例貸付)	小平市社会福祉協議会ふくしの相談窓口 ☎042-349-0151・042-344-1217
健康相談	被害を受けた方への健康相談	小平市健康課保健指導係 ☎042-346-3701
市報の戸別配布	希望者に市報こだいらを無料で戸別配布	小平市秘書広報課広報係 ☎042-346-9505
法律相談等	被害を受けた方への法律相談等	小平市秘書広報課(市民相談担当) ☎042-346-9508
保育料の減免	認可保育園に係る保育料の減免	小平市保育課保育・幼稚園係 ☎042-346-9601
市立小中学校への就学	転入学の手続、学用品費等の就学援助費の支給など	小平市教育委員会学務課学事係 ☎042-346-9570
市税の減免等	個人住民税(震災により住宅や家財などに損害を受けた場合の軽減措置)	小平市税務課市民税普通徴収係・市民税特別徴収係 ☎042-346-9522・9523
	固定資産税・都市計画税(震災により住宅が滅失・損壊した方で、家屋の買い換えなどをされた場合の軽減措置)	小平市税務課土地評価係・家屋評価係 ☎042-346-9524・9525
	軽自動車税(震災により滅失・損壊した軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合の軽自動車税の非課税)	小平市税務課庶務係 ☎042-346-9521
保険料等の減免・猶予	国民健康保険税	小平市保険年金課保険税係 ☎042-346-9530
	国民年金保険料	小平市保険年金課国民年金係 ☎042-346-9531
	後期高齢者医療保険料	小平市保険年金課後期高齢者医療係 ☎042-346-9538
	国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金(医療機関等の窓口で支払う自己負担額)	小平市保険年金課国民健康保険係 ☎042-346-9529 小平市保険年金課後期高齢者医療係 ☎042-346-9538
	介護保険料	小平市介護福祉課保険係 ☎042-346-9510
	介護保険サービス利用料	☎042-346-9510
	障害福祉サービスの利用者負担金	小平市障害者福祉課サービス支援係 ☎042-346-9542
水道料金・下水道使用料の減免	水道料金・下水道使用料(いずれも1月当り使用量10立方メートル以下の分に係る料金)の減免	東京都水道局多摩お客さまセンター 0570-091-101(ナビダイヤルをご利用できない場合は 042-548-5110)
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の国庫債券買上	特別弔慰金、特別給付金の国庫債券の買上申込	小平市高齢者福祉課福祉総務係 ☎042-346-9537
ごみの処理等	粗大ごみ等の処理についての相談	小平市ごみ減量対策課 ☎042-346-9535
コミュニティバス・タクシー無料乗車券	小平市コミュニティバス・タクシーの無料乗車券交付	小平市都市開発部(公共交通) ☎042-346-9814

※上記のほか、証明書発行等に係る手数料が減免となる場合があります。

※市のサービス等の全般については「こだいら市民利帳」をごらんください(市庁舎1階市政資料コーナー、東部・西部出張所で配布しています。)

東日本大震災に係る小平市の概況

平成23年7月発行

編集・発行 小平市災害対策本部

【事務担当】 災対調整部本部班（市民生活部防災安全課）

〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話番号（042）346-9519

電子メール bosaianden@city.kodaira.lg.jp